

○南陽市住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

令和3年4月1日

告示第84号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の質の向上及び波及効果による経済の活性化を図るとともに、人口減少対策と融合した住まいづくりを推進するため、住宅等のリフォーム等工事を行う者に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、南陽市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和42年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 市内に存する住宅で、補助の申請者（以下「申請者」という。）自らが現に所有し、かつ、自らが居住する建築物をいう。この場合において、所有者及び居住者が次のいずれにも該当しないときに限るものとする。

ア 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

イ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

エ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2) 住宅等 住宅並びにそれらに附属する車庫、物置、門、塀等の建築物及び建築設備をいう。

(3) リフォーム等工事 別表第1から別表第4までに掲げる工事（以下「要件工事」という。）及び次のいずれかに該当する工事をいう。

ア 住宅等の機能又は性能の維持又は向上を図るため、住宅等の全部又は一部の修繕、補修、補強、模様替え、更新（取替え）等を行う工事

- イ 住宅等に増築する工事（増築部分のみで独立した住宅の機能を有する場合を除く。）
- (4) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材（「やまがた県産材集成材」を含む。）及び認証された合板等という。
 - (5) 県内業者 山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。
 - (6) 移住世帯 令和2年4月1日以降に山形県外から市内に住み替えた又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地（岩手、宮城及び福島各県に限る。）に居住しており、令和2年3月31日までの間に市内に住み替え、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項の規定による転入届を本市へ提出した世帯員がいる世帯をいう。
 - (7) 新婚世帯 補助金の交付申請時において婚姻した日から起算して5年以内である世帯をいう。
 - (8) 子育て世帯 補助金の交付申請時において平成19年4月2日以降に出生した世帯員（出産予定を含む。）がいる世帯をいう。

（申請者）

第3条 申請者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) リフォーム等工事を行う者
- (2) 世帯員に市税の滞納がない者
- (3) 住宅所有者又は住宅所有者から委任を受けた2親等以内の親族

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) リフォーム等工事のうち別表第1から別表第4までの右欄に定めるところにより付した点数の合計が10点以上となる工事であること。
- (2) 県内業者と請負契約を締結するものであること。
- (3) リフォーム等工事に要する費用の総額が、50万円以上（消費税を含む。）であること。
- (4) リフォーム等工事が他の補助事業又は公共事業による建物移転補償の対象となつたものではないこと。

（補助金の額及び交付）

第5条 補助金の額は、補助対象工事を行う住宅1戸につき、次の各号に掲げる補助区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 移住世帯、新婚世帯又は子育て世帯がリフォーム等工事を行う場合 補助対象工事に要する費用の3分の1の額又は30万円のいずれか低い額

(2) 前号に掲げる世帯以外の世帯が、その他リフォーム等工事を行う場合 補助対象工事に要する費用の5分の1の額又は24万円のいずれか低い額

2 前項の補助対象工事に要する費用には、補助対象工事に付随する設計及び工事監理に要する経費並びに消費税及び地方消費税を含めることができる。

3 第1項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 補助金の交付対象は、当該年度の4月16日以降に着手され、当該年度の1月末までに竣工するリフォーム等工事とする。

5 リフォーム等工事に対する補助金の交付申請は、年度内においては、住戸1戸につき1回に限るものとする。

(交付申請)

第6条 申請者は、南陽市住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 計画書兼報告書(様式第2号)

(2) リフォーム等工事の見積書の写し

(3) 設計書、仕様書及び設計図面(位置図、住宅全体の間取り図又は平面図等)

(4) 工事着工前写真(工事完成後の写真と比較できるように撮影すること。)

(5) 申請者及び申請者の属する世帯の全ての世帯員の納税証明書

(6) 工事基準点算出表(チェックリスト)(様式第3号)

(7) 住民票の謄本(続柄の記載のあるもの)

(8) 建物の登記事項証明書(全部事項証明書)

(9) 建物の所有者が登記名義人と異なる場合は、事実上の所有者を確認できる書類

(10) 新婚世帯の場合は、戸籍謄本

(11) 県産木材を使用した場合は、県産木材使用量計算書と使用箇所を示す図面

(12) 暴力団排除に関する誓約書(様式第4号)

(13) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、南陽市住宅リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の増加
- (2) 補助金の額の20パーセントを超える減少
- (3) 要件工事の工事内容の変更

2 申請者は、規則第7条第1項第1号の規定により、市長の承認を受けようとするときは、南陽市住宅リフォーム支援事業変更承認申請書（様式第6号）に第6条各号に掲げる書類（変更があったものに限る。）を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、相当と認めるときは、南陽市住宅リフォーム支援事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 申請者は、規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について市長の承認を受けようとするときは、その理由を記載した南陽市住宅リフォーム支援事業（中止・廃止）承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、相当と認めるときは、南陽市住宅リフォーム支援事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 申請者は、当該事業が完了したときは、当該事業完了の日から起算して1月を経過する日又は当該年度の1月末のいずれか早い日までに南陽市住宅リフォーム支援事業に係る実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

- (1) 計画書兼報告書（様式第2号）。ただし、事業の計画と報告が同一の場合、提出を省略することができる。
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) リフォーム等工事に要した費用に係る領収書の写し
- (4) 工事完成写真（工事施工中の写真は、必要に応じて添付）

- (5) 住民票謄本（転入者及び市内転居者については続柄の記載のあるもの）
- (6) 県産木材を使用した場合は、県産木材使用の書面の写し（必要に応じて県産木材使用量計算書を添付）
- (7) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、完成検査を行い、検査に合格したときは、補助金の額を確定し、申請者に対し南陽市住宅リフォーム支援事業補助金の額の確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（交付請求）

第12条 申請者は、前条の規定による通知を受領したときは、南陽市住宅リフォーム支援事業補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金を交付された者に対して補助金の返還を求めるものとする。
- 3 補助金を交付された者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

附 則

（略）

別表第 1

工事内容	基準点
1-1 やまがた省エネ健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事
1-2 外部に面する住宅の開口部に別表第5(1)の基準を満たす建具を設置する工事	5点/箇所
1-3 熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所
1-4 住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表第5(2)の基準を満たす断熱材を使用する工事	2点/m ²
1-5 浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所

別表第 2

工事内容	基準点
2-1 住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²
2-2 勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所
2-3 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 浴室の床面積を増加させる工事 (2) 浴槽のまたぎ高さを低くする工事 (3) 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 (4) 身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	10点/m ² 10点/箇所 2点/箇所 3点/箇所
2-4 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 便所の床面積を増加させる工事 (2) 便器を座便式のものに取り替える工事 (3) 座便式の便器の座高を高くする工事	10点/m ² 10点/箇所 10点/箇所
2-5 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事 (1) 長さが100cm以上の手すりを取り付ける工事 (2) 長さが100cm未満の手すりを取り付ける工事	2点/m 2点/箇所

2-6 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む。）	
(1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10点/m ²
(2) (1)以外の部分の段差を解消するもの	5点/m ² 又は 2点/箇所
2-7 住宅の出入口の戸を改良する工事であつて、次のいずれかに該当するもの	
(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所
(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所
(3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	
ア 戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点/箇所
イ 戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所
ウ ア、イ以外のもの	2点/箇所
2-8 居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²
2-9 エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所

別表第3

工事内容	基準点
3-1 住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であつて、次のいずれかに該当するもの	
(1) 雪下ろし作業用命綱（安全带）を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所
(2) 雪止めを設置し、又は取り替える工事	累計5m未満は5点、 累計5m以上は10点
(3) 固定式ハシゴを設置又は取り替える工事	1階分につき5点
3-2 住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であつて、次のいずれかに該当するもの	
(1) 屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所

(2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所
(3) 屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所
3-3 住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所

別表第4

工事内容	基準点
住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1m ³

備考 点数の計算において、当該点数が長さ、面積及び体積を算定の単位としたものである場合は、その単位に満たない端数を切り捨てて算定した後、合計するものとする。

別表第5

(1) 別表第1で定める建具の基準

工事内容	熱貫流率 (W/m ² ・K)
外窓交換	3.5以下
内窓設置	複層ガラス入りの内窓を設置する工事

(2) 別表第1で定める断熱材の基準

部位	熱抵抗値 (m ² ・K/W)
屋根	4.6以上
天井	4.0以上
外壁	2.2以上
床	3.3以上
土間床等の外周部分の基礎壁	1.7以上

(略)